


第2部 いざという時のために「知って安心」

第1 相続 ～相続登記はしないといけないの？～



相続登記は
必要です!

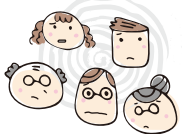
土地や建物を所有していた方が亡くな
られて相続が発生した場合、「**相続による所有権の
移転の登記**」を**法務局**に申請することになります。

相続登記が義務化される法律が **令和6年4月1日**に
施行されました。この新しい法律では登記を怠ると**10万
円以下の過料**が科される場合があります。

なにより申請をせずに放っておくと新たな相続が発生し、
相続登記の手続がますます難しくなってしまいます。

相続登記をしないと…

! 手続がどんどん複雑になります



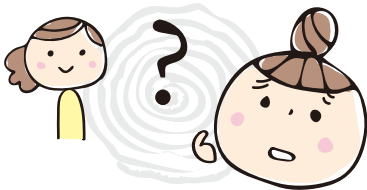
相続人がどんどん増えて、
話合いがうまく進まない。



書類収集の手間が増え、
費用が高くなる。



相続人の中に
面識がない人が現れ、
協議に時間がかかる。



相続人の中に認知症になるなど
判断能力が低下した人がいると、
家庭裁判所に**成年後見人の
選任申立て**が、



所在不明の人がいると、
不在者財産管理人の選任申立てが
必要になるケースが生じる。

不動産の名義人

認知症

海外在住

行方不明?

面識がない人、
連絡の取れない人が現れ
話合いができない。
どうしよう…

時間がたつほど、
相続人が増えて
手続が難しく…!

相続が発生したら、早めに相続人で話合い（遺産分割協議）を行って、
話合いの結果を相続登記に反映することが重要です。

新しい法律では相続登記を怠っていると過料の対象となる場合があります

一定の期間内に登記をしなければ**10万円以下の過料**の対象となる場合があります。

※細かなルールがありますので、詳細はお近くの司法書士へお尋ねください。

相続登記をしないと起きること

亡くなった方の名義のままでは、相続した不動産を売却できない



空き家問題に！



相続登記に必要な書類は？

		必要書類	取得先
被相続人 (亡くなった方) の		出生から亡くなるまでの戸除籍謄本 ※「法定相続情報証明」を提出すれば、戸除籍謄本は不要 (15 ページ参照)	被相続人の本籍地の市区町村役場※
		住民票の除票の写し	被相続人の最後の住所地の市区町村役場
相続人全員の		現在の戸籍謄抄本 (戸籍記録事項証明書)	各相続人の本籍地の市区町村役場※
		住民票の写し (本籍地の記載のあるもの)	各相続人の住所地の市区町村役場
遺産分割した場合 (相続人全員で話し合いをする場合)		相続人の印鑑証明書	各相続人の住所地の市区町村役場
		遺産分割協議書	—
遺言書がある場合	公正証書遺言書	公正証書遺言書の正本または謄本	公証役場
	自筆証書遺言書	(自宅で保管していた場合) 自筆証書遺言書及び家庭裁判所の検認証明書	家庭裁判所
		(法務局に預けた場合) 遺言書情報証明書 ※「自筆証書遺言書保管制度」を利用した場合 (20 ページ参照)	法務局

※被相続人の直系卑属、相続人本人等が、最寄りの市区町村役場の窓口で戸籍を取得できる場合があります。



必要書類の詳細は法務局HPから



第2 法定相続情報証明 ～相続手続きが簡単に!!～

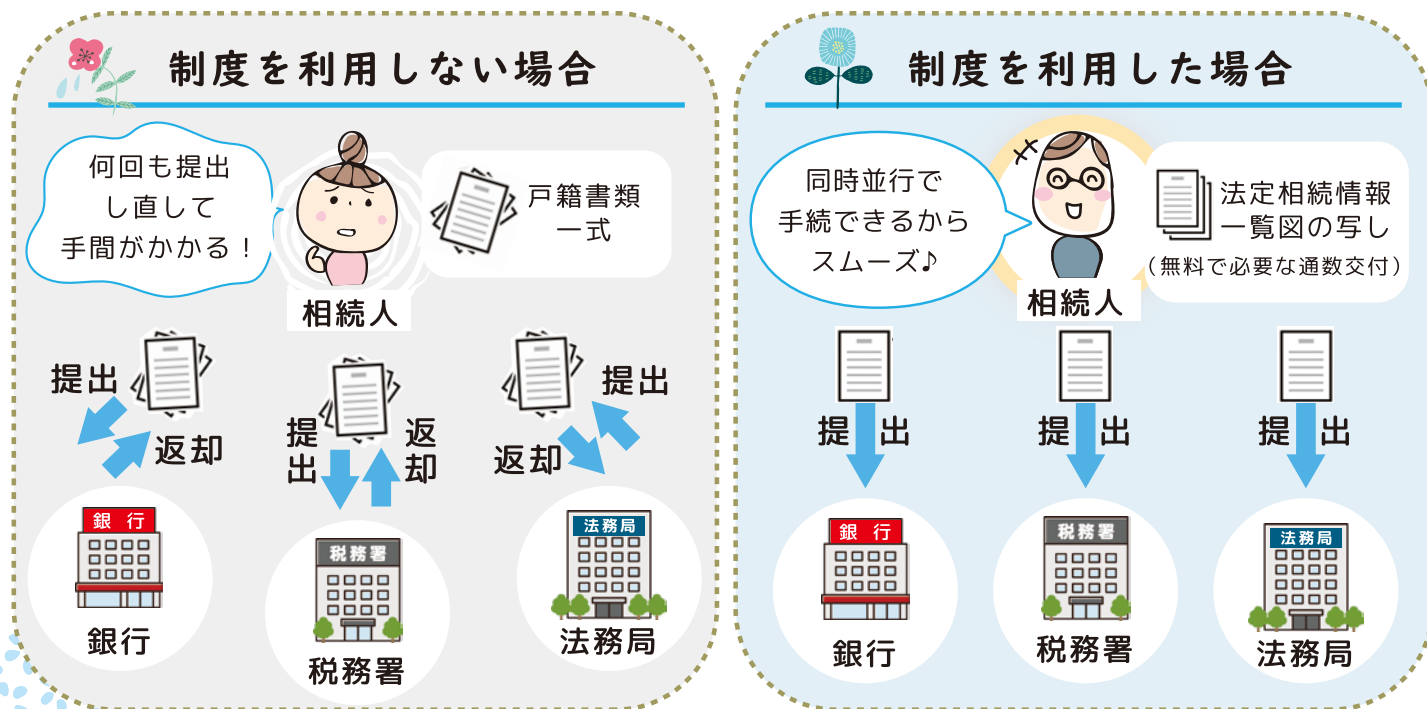


法定相続情報証明制度とは？

法定相続情報証明制度とは、相続人が法務局（登記所）に戸除籍謄本などの必要書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを一覧にして証明する制度です。相続登記の手続（※）の際に、法定相続情報一覧図の写しを提出すれば、戸除籍謄本などの束の提出が不要になります。

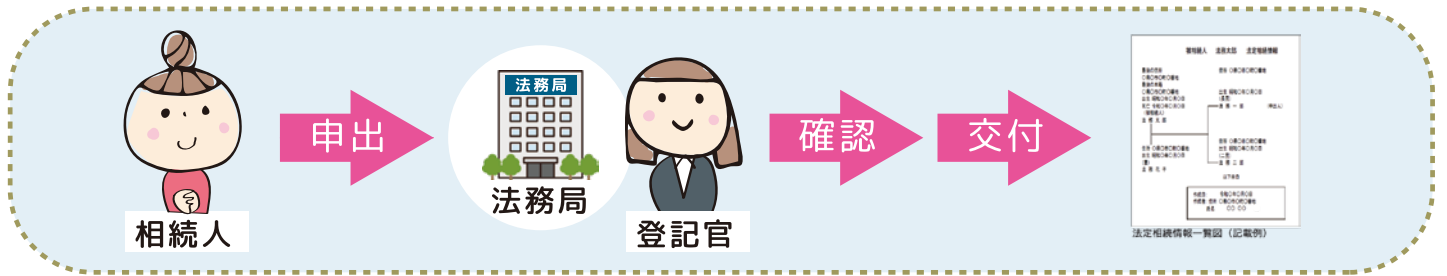
制度の利用で相続手続きが簡単に！

法定相続情報一覧図の写しは、必要な通数の交付を受けることができるため、各種相続手続きをするに当たって、従来のように、戸除籍謄本などの束を繰り返し提出することなく、複数の提出先に同時並行で手続きすることができます。



※相続登記のほか、預貯金の払戻し、相続税の申告、年金手続にも利用いただけます。

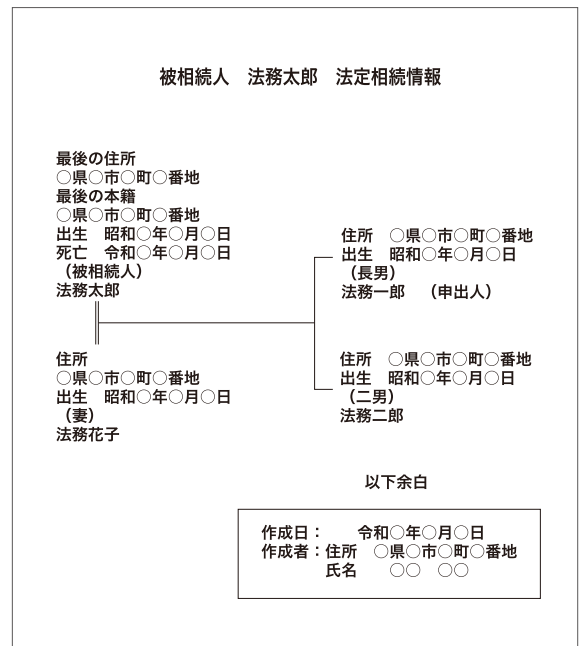
無料で利用できます！法定相続情報証明制度



相続人が法務局に、以下の必要書類 ※1 を申出書に添付して申出します。登記官が内容を確認後、法定相続情報一覧図（法定相続人が誰であるのかを一覧にしたもの）に認証文を付した写しを無料で必要通数交付します。

法定相続情報一覧図の保管期間中（5年間）は、再交付を受けることができます。

	必要書類	取得先
被相続人の	出生から亡くなるまでの戸除籍謄本（戸除籍記録事項証明書）	被相続人の本籍地の市区町村役場 ※2
	住民票の除票の写し	被相続人の最後の住所地の市区町村役場
相続人全員の	現在の戸籍謄抄本（戸籍記録事項証明書）	各相続人の本籍地の市区町村役場 ※2
申出人の	氏名・住所を確認することができる公的書類	—
	法定相続情報一覧図（右図）	—



法定相続情報一覧図（記載例）

※1 別途必要書類がある場合があります。

※2 被相続人の直系卑属、相続人本人等が、最寄りの市区町村役場の窓口で戸籍を取得できる場合があります。



申出などでご不明の点は、お近くの司法書士へご相談ください！









お近くの司法書士会一覧はこちら



第3 遺言 ～相続？争続？トラブル防止のために～

いったい誰が相続人？ ～相続人と法定相続分～

相続順位	法定相続人と法定相続分	
第1順位 子がいる場合	配偶者  $\frac{1}{2}$	子 ※人数で分割  $\frac{1}{2}$
第2順位 子がなく 親がいる場合	配偶者  $\frac{2}{3}$	親 ※人数で分割  $\frac{1}{3}$
第3順位 子ども、親も いない場合	配偶者  $\frac{3}{4}$	兄弟姉妹 ※人数で分割  $\frac{1}{4}$

- 配偶者は常に相続人となります。
- 配偶者がいない場合は、上記の相続順位に従って相続します。
- 相続人となる子や兄弟姉妹がすでに死亡している場合には、その子（被相続人にとっての孫やおい・めい）が相続人となります（「代襲相続」）。



MEMO

遺留分？ ～遺言書に対する法定相続人の留保分～

【遺留分とは・・・】

亡くなった方（被相続人）が遺言書を残していた場合、その内容にかかわらず、相続人が一定の割合の財産を取り戻す請求をすることができる権利のことです。

例えば「友人〇〇に『全ての財産』を遺贈する」との遺言書があった場合、遺産をもらえなかった相続人は、その遺産総額の一定の割合の金銭を、遺産をもらったその友人〇〇に請求することができるのです。

請求するかしないかは各相続人の自由であり、故人の意思を尊重して、請求しない人もたくさんいます。

しかし、争いの元になりかねないため、遺言書を書くときには、この遺留分に配慮して考えることをお勧めします。

	法定相続人	遺留分
配偶者と 子	子	配偶者: $\frac{1}{4}$ 子: $\frac{1}{4}$
配偶者と 父母	父母	配偶者: $\frac{1}{3}$ 父母: $\frac{1}{6}$
配偶者と 兄弟姉妹	兄弟姉妹	配偶者: $\frac{1}{2}$ 兄弟姉妹: なし
配偶者のみ		$\frac{1}{2}$
子のみ	子	$\frac{1}{2}$
父母のみ	父母	$\frac{1}{3}$
兄弟姉妹のみ	兄弟姉妹	なし

【注意】兄弟姉妹には遺留分はありません。


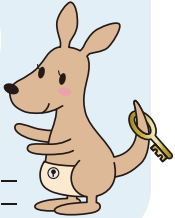


遺言書 ～きちんと伝えたい、大切な人へのメッセージ～

遺言書とは、誰にどの財産をどれだけ相続させたいかを指定し、その指定に法的効力を持たせるものです。法律にそって作成された遺言書の記載は、法定相続分のルールに優先します。そのため遺言書は、ご自身の財産をご家族へ確実に託し、相続をめぐる紛争を防止するための有用な手段です。

どちらにする？ ～自筆証書遺言と公正証書遺言～

遺言書には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3つの形式があります。このうち、自筆証書遺言と公正証書遺言について、その違いを表に示しました。

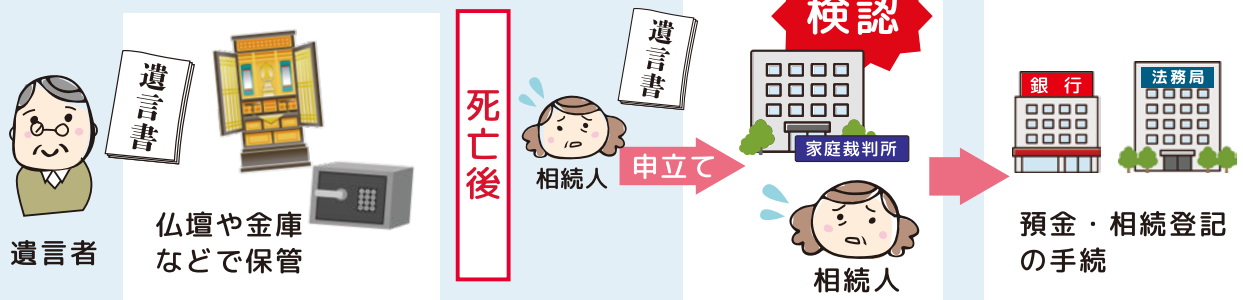
	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	遺言者本人が全文・日付・氏名を自書及び捺印する	遺言者が公証人に遺言の趣旨を口授し、公証人が書面にする
保管方法	遺言者本人の判断により、自宅で保管または法務局に預ける	原本は公証役場において厳重に保管される
家庭裁判所の検認	 <p>必要</p> <p>法務局に預けた場合、検認は不要です</p>	不要
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作成費用がかからない ・ 作成に手間がかからない ・ 内容に不備があると無効になる可能性がある ・ 自宅保管の場合紛失や改ざんのおそれがある ・ 自宅保管の場合相続人に発見されないことがある <p>法務局に預けた場合、遺言書の存在を相続人等に通知できます</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無効な遺言書になりにくい ・ 紛失や改ざんのおそれがない ・ 公証人が出張して作成することが可能 <p>法務局に預けた場合、長期間適正に保管し、紛失などのおそれなくなります</p> 

自筆証書遺言書保管制度イメージキャラクター
遺言書ほかんガルー

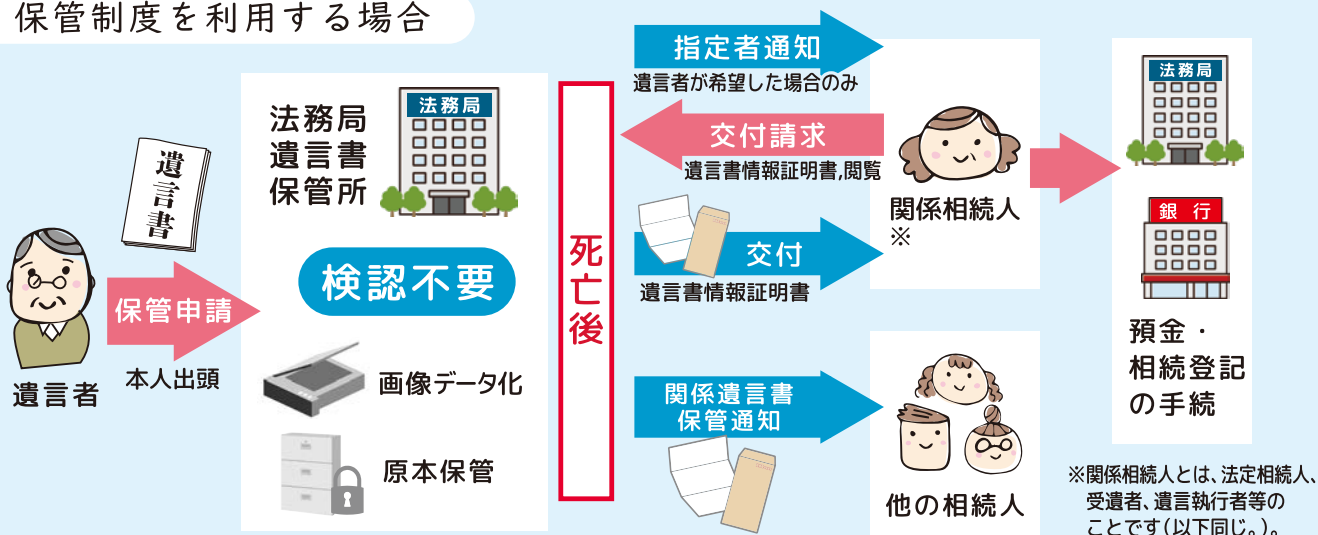
法務局に預けて安心！自筆証書遺言書保管制度とは！

令和2年7月10日から、自筆証書遺言書を全国の法務局（本局・支局）で保管する制度、「自筆証書遺言書保管制度」が始まりました。

自宅で保管する場合



保管制度を利用する場合



メリットは？

- ①家庭裁判所での検認が不要です。
- ②遺言書が紛失・亡失するおそれなくなります。
- ③遺言者の死後、相続人などに遺言書が保管されていることを法務局から通知します。

相続開始後は？

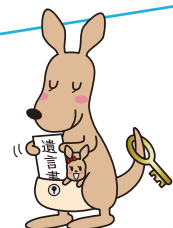
- ①相続人などは遺言書の証明書の請求や、遺言書の閲覧などができます。
- ②相続人などが遺言書の証明書の交付を受けたり、閲覧をしたりすると、遺言書を保管していることを法務局から他の相続人に通知します。

あなたの最後の意思表示が確実に伝わります！ 相続トラブルを防ぎ、相続手続が円滑に進みます！

● 手数料一覧 ●

申請・請求の種類	申請・請求者	手数料
遺言書の保管の申請	遺言者	1通につき 3,900円
遺言書の閲覧の請求	(モニター)	1回につき 1,400円
	(原本)	1回につき 1,700円
遺言書情報証明書の交付請求	関係相続人など	1通につき 1,400円
遺言書保管事実証明書の交付請求	どなたでも	1通につき 800円

自筆証書遺言書保管制度の詳細は法務省HPのQRコードからご覧ください。





自筆で遺言を書くときのルールは4つだけ！！

- ①本文の内容
 - ②作成日付
 - ③作成者氏名
 - ④作成者の印鑑を自分で押す
- これらを全部自筆で書く！

※遺言書を法務局に預ける場合は、いくつかのルールが追加されます（次ページ参照）



一番簡単な遺言書を自筆で書いてみよう！

全ての財産を妻にのこす遺言書の例

遺言書

全ての財産は、妻〇〇〇〇に相続させる。

令和〇年〇月〇日

北海道〇〇市〇条〇丁目〇番〇号

司法太郎



【注意】

- ①西暦または和暦で、日にちまで必ず書くこと（×吉日）
- ②戸籍に記載されている名前を書くこと（×あだ名やペンネーム）
- ③印鑑は認印でも実印でも可（×スタンプ印）
- ④ボールペン等の容易に消えない筆記具で書くこと



自筆で書いてみたら、法務局に預けてみよう！

「違う内容の遺言を書きたい」「法務局への預け方を相談したい」という場合は、お近くの司法書士へお問い合わせください！



お近くの司法書士会一覧はこちら



《法務局に預ける遺言書の用紙には、次のルールがあります。》

- ① 用紙は、**A4サイズ**で、文字の判読を妨げるような**地紋、彩色等のないもの**を使ってください。
- ② このページのような**余白を必ず確保**してください。
- ③ ページ数や変更・追加の記載を含めて、**余白部分には何も記載しない**てください。
- ④ 各ページに**ページ番号を記載**してください。
(1枚のときも1/1と記載してください。)
- ⑤ 片面のみを使用し、**裏面には何も記載しない**てください。
- ⑥ 数枚にわたるときであっても、**とじ合わせない**てください。

法務局への預け方の詳細は、次のページをご覧ください。



遺言者が遺言書を預ける ～保管申請の流れ～

1 自筆証書遺言に係る遺言書を作成する



21.22 ページ

2 保管の申請をする遺言書保管所を決める

保管の申請ができる遺言書保管所

- 遺言者の住所地 ● 遺言者の本籍地
- 遺言者が所有する不動産の所在地



のいずれかを管轄する法務局・地方法務局内にいる遺言書保管所

3 申請書を作成する

申請書に必要な事項を記入してください。
申請書の様式は、法務省HP
(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)
からダウンロードできます。

遺言書 申請書 | Q

また法務局（遺言書保管所）窓口にも
備え付けられています。

4 保管の申請の予約をする

予約の方法は3種類



ホームページ



電話



窓口

5 保管の申請をする

- ア 遺言書
- イ 申請書
- ウ 添付書類（本籍地及び筆頭者の記載がある住民票の写しなど）
- エ 本人確認書類（官公署から発行された顔写真付きの公的証明書）
マイナンバーカード 運転免許証 運転経歴証明書 旅券 乗員手帳
在留カード 特別永住者証明書 ※有効期限のある証明書は期限内のもの
- オ 手数料 1通につき 3,900円
※一度保管した遺言書は、保管の申請の撤回をしない限り返却されません。

ア～オ を持参して予約した日時に
遺言者本人が、遺言書保管所
にお越しください。



6 保管証を受け取る

手続終了後、保管証をお渡しします。

遺言書の閲覧、保管の申請の撤回、変更の届出、
遺言書情報証明書の交付請求などをするとき
保管番号があると便利です。ので、
大切に保管してください。

